

社会福祉法人こころの家族  
ケアプランセンター故郷の家・神戸  
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こころの家族（以下「本会」という。）が設置するケアプランセンター故郷の家・神戸において実施する指定居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
  - 4 事業の運営に当たっては、神戸市、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努める。
  - 5 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
  - 6 神戸市以外の要介護認定調査の委託においては、その知識を有するよう研鑽を行い、公正・中立、さらに被保険者に対し正しい判定又は調査を行う。
  - 7 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
  - 8 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

9 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(厚生省令第38号、平成11年3月31日付)を遵守する。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランセンター故郷の家・神戸
- (2) 所在地 兵庫県神戸市長田区東尻池町7丁目4番21号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ケアプランセンター故郷の家・神戸(以下「本所」という)に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名(主任介護支援専門員)(介護支援専門員と兼務)
  - ア 管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従事者の管理及び居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行うこと。
  - イ 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- (2) 介護支援専門員 : 1名以上(うち1名管理者と兼務)
  - 但し、最低1人以上の常勤専従の介護支援専門員を配置する。
  - 利用者44人に1人を標準とし、その端数を増すごとに増員する。
  - ア 第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
- (3) 介護支援専門員が他の業務と兼任することは差し支えないが、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。
- (4) 事務員:(兼務)介護支援専門員の補助の業務にあたる。
- (5) 上記の他、介護支援専門員のサービスの取扱いに関する基準は厚生省令第38号第13条を遵守する。

(営業日及び営業時間)

第6条 本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規定に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始(12/31~1/3)は除く。
- (2) 営業時間は午前9時00分~午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応当事業所内相談室において行う。
- (2) 課題分析の実施
  - ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
  - ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
  - ③ 使用する課題分析票の種類は全社協、包括または竹内方式とする。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
  - 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。  
また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けるものとする。
- (4) サービス担当者会議等の実施
  - 居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- (5) 居宅サービス計画の確定
  - 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- (6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
  - 介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- (7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価
  - 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅

サービス事業者等との連絡を1回／月モニタリング訪問継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施範囲は、長田区、須磨区、兵庫区とする。

(利用料等)

第9条 居宅介護サービス計画費のうち10割給付のもの以外については、介護報酬に規定された額と同額とする。

- 2 通常の事業の実施地域以外から利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費の実費を徴収する。
- 3 前項の利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額又は免除することができる。
- 4 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 提供した指定居宅介護支援に關し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康

保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る  
(2) 虐待防止のための指針の整備  
(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施  
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  
2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  
3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支

援専門員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の質的向上を図るために研修の機会を下記のとおり設けるとともに、業務体制の執行についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従事者は正当な理由がなくその業務上知り得た利用者または家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずる。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 本所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議、他の指定居宅介護支援の提供に関する記録整備を完結の日から 5 か年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する重要事項は社会福祉法人こころの家族と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 13 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 13 年 11 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 14 年 11 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 21 年 7 月 15 日より改訂施行する。

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日より改訂施行する。

この規程は、平成 28 年 11 月 16 日より改訂施行する。

この規程は、令和5年4月1日より改訂施行する。  
この規程は、令和7年6月1日より改訂施行する。